

○島牧村再生可能エネルギー推進協議会規約（変更案）

令和5年3月7日

規約第1号

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

（名称）

第1条 この協議会は、島牧村再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、北海道島牧村企画産業課内に置く。

（目的）

第3条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む施設整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該施設整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること

（協議会の組織）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 島牧村
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う蓋然性が高まった者（事務局が次に掲げるすべてを満たしていると認めた者に限る。）
  - ア 発電設備配置予定地の民間地権者との合意形成が完了していること
  - イ 利害関係地区との合意形成が完了しており、事業同意書を取得していること
  - ウ 電力会社との工事費負担金契約を締結していること
  - エ 環境影響評価法に基づく準備書の届出がされていること
- (3) 農林漁業団体
- (4) 農林漁業者
- (5) 島牧商工会
- (6) 関係住民
- (7) 島牧村農業委員会事務局
- (8) その他協議会が必要と認めるもの

2 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
（役員の数及び選任）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名

2 前項の役員は、委員の互選とする。  
（役員職務）

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。  
（役員任期）

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。  
（会議招集）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決定するものとする。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。  
（議事録）

第10条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体又は個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずる恐れがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 会議において協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(謝金等)

第12条 委員への謝金等は、島牧村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年条例第11号）別表に定める「その他各種委員会」の取扱いに準ずるものとする。ただし、第5条第1号、第2号及び第7号に定める委員に対しては、支給しないものとする。

2 前項の規定は、村長が別に任命する委員における報酬及び費用弁償の支給によって代替できる場合には適用しないものとする。

(事務局)

第13条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、島牧村企画産業課長の職にある者をもって充てる。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、会議において委員の承認を経るものとする。

(協議会の解散)

第15条 協議会を解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年3月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。